

平成23年（2011年）度

金沢大学大学院法務研究科

入学試験問題

私 法

（注意）

1. 問題冊子（表紙を含む）は3枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
5. 問題1と問題2の解答は、別々の解答用紙に記入してください。

平成23年度（2011年度）金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	私	法
------	---	---

※ 問題1と問題2の解答は、それぞれ別の解答用紙を用いること。

問題1 つぎの事例を読んで、あとの（問い）に答えなさい。

Bは、自社の資金繰りに行き詰まり、父親Aに1億円の資金援助を懇請した。これに対してAは、その場では資金援助を了承しなかったが、その後、Bには内緒で、A所有の甲土地（時価1億1000万円）を処分して、Bに協力しようとするに至った。

しかし、Bはやはり諦めきれず、事後承諾をもらえばよいと考え、Aに無断でAの代理人として甲土地を売却することを計画し、買い手を探し始めた。

甲土地は、市街地から少し離れた国道沿いにあり、10年後には大規模な戸建て住宅の分譲が予定されている地区にあったことから、ファミレスX社が出店を模索しているという情報を得て、BはXを買い手として検討し始めた。

他方、ファミレスY社としても、同地区への出店を計画していたところ、Aが甲土地を処分したいとの情報を得て、早速、AY間での契約交渉が開始された。

平成某年5月1日、売主A、代理人B、買主X、代金額を1億5000万円とする甲土地の売買契約が成立したが、その際、その所有権移転登記は、代金と引き換えに、3ヶ月後の同年8月1日に行うことが決まった。

同年6月1日、売主A、買主Y、代金額を1億円とする甲土地の売買契約が成立した。このとき、Yは、同年5月1日にXが甲土地について売買契約を締結したという情報を得ていたが、まだ移転登記を完了していないことを利用して、Aとの売買契約に及んでおり、所有権移転登記も、代金と引き換えに2週間後の同年6月15日に完了した。

Bは、同年7月に入ってあらためてAを訪ねたときに、Aが1億円を用立ててくれたことを知り、Xとの売買契約など事の顛末を正直に話すことになった。そこで、Bは、Xとの売買契約の代金額が1億5000万円であることから、こちらの契約のほうが有利であると説得した上で、Aに対して、Xとの売買契約に対する承諾を求めたところ、Aはこれを了承し、Bの行為について追認する旨の意思表示をXに対して内容証明郵便によって行い、同意思表示は2日後にXの元に到達した。

（問い）

Xは、Yに対して、Y名義の所有権移転登記について抹消登記手続を請求できるかどうかについて論じなさい。

問題2 つぎの事例を読んで、あとの(問い)に答えなさい。

X株式会社(以下、「X社」とする。)は、会社法上の公開会社であるが上場会社ではない。また、X社は委員会設置会社ではない。X社の取締役はA・B・Cの3名であり、Aのみが代表取締役であった。X社の株主は、10名であった(A・B・Cも株主)。

X社の株式を取得した暴力団組員Fは、X社を訪れ、X社の総務部長Dに対して、「株主総会場で、X社の不正な会計処理を追及する。」と述べた。驚いたDは、X社の経理部長Eに、不正な会計処理がなされているのかどうか尋ねた。Eは、「不正な会計処理ではないと思うが、総会場で追及されると面倒なことになるかもしれない。」と回答した。

不安になったDは、Eと相談して、Fの口封じのために利益の供与を行うことにした。そして、Fに有利な価格で、FがX社に対して事務用品を販売するという方法で、繰り返しFに対する利益供与(以下、「本件利益供与」とする。)が行われた。その結果、FがX社の株主総会に出席することは1度もなかった。D・Eは、本件利益供与を誰にも話さなかった。そのため、A・B・Cは、本件利益供与を全く知らなかった。

X社の取締役会は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制(以下、「内部統制システム」とする。)の整備」について決定したことがなかった。そのため、X社において、内部統制システムは構築されていなかった。しかし、X社において、適切な内部統制システムが構築されていれば、A・B・Cは、本件利益供与の事実を知ることができたはずであった。

本件利益供与により、X社に損害が発生した。

(問い)

A・B・Cは、会社法上、X社に対してどのような責任を負うかについて論じなさい。